

査定設計書における数量計算の表記に係る取扱いについて

令和7年7月

山 口 県

査定設計書における数量計算については、「災害査定設計書作成マニュアル」（令和4年5月 山口県土木建築部砂防課）に基づき、査定図面に集計表及び各計算式を記入することとしていますが、転記ミスの防止や査定設計書作成に関する作業の軽減のため、今後は、以下の留意事項を遵守することで、数量計算書として査定設計書に綴じることができることとします。

1 数量計算書の作成について

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・最新版）に基づき、工種別、区間別に算出すること。（山口県土木工事共通仕様書より抜粋）

2 朱入れ前の修正及び検算について

（1）査定結果の反映

ア 修正がない場合

特に記載の必要はない

イ 修正がある場合

- ・修正した数量計算書は、修正した箇所を赤系の色にて塗りつぶす。
- ・修正前の数量計算書は、赤書き訂正もしくは上余白に赤系の色で「修正前」と記載し、査定設計書に添付すること。

（2）検算

検算はこれまでどおり確実に実施すること。なお、検算により修正の必要が生じた場合の作業は、「（1）査定結果の反映」に準じて行う。